

議第二百二十六号

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十七・五」を「百分の二百二十二・五」に改める。

第二条 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百二十二・五」を「百分の二百二十」に改める。

(岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成十一年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十七・五」を「百分の二百二十二・五」に改める。

第四条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百二十二・五」を「百分の二百二十」に改める。

(岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百十七・五」を「百分の二百二十二・五」に改める。

第六条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百二十二・五」を「百分の二百二十」に改める。

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正)

第七条 岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百十七・五」を「百分の二百二十二・五」に改める。

第八条 岐阜県各種委員等給与条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百二十二・五」を「百分の二百二十」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第一条、第三条、第五条及び第七条並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定による改正後の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正後の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七条の規定による改正後の岐阜県各種委員等給与条例（次項において「改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正前の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七条の規定による改正前の岐阜県各種委員等給与条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

提 案 説 明

知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を改定するため、この条例を定めようとする。